

# 政 策 提 言

(平成25年度)

- 提言1 東日本大震災を踏まえた再生可能エネルギーの導入促進及び大規模災害への備えの強化について
- 提言2 中小企業の振興による地域経済の活性化について
- 提言3 子ども・若者が希望を持てる地域社会の実現と人口減少社会に向けた対応策の強化について

平成26年3月18日

山 形 県 議 会

## 提言にあたって

今年度の議会政策提言は、喫緊の県政課題に着目し、「東日本大震災を踏まえた再生可能エネルギーの導入促進及び大規模災害への備えの強化」、「中小企業の振興による地域経済の活性化」、「子ども・若者が希望を持てる地域社会の実現と人口減少社会に向けた対応策の強化」について、議会の総意として取りまとめたところである。

取りまとめにあたっては、3つの特別委員会において、関係団体等との意見交換や先進事例調査などを精力的に行うとともに、外部の専門的知見を積極的に活用しながら、幅広い角度から慎重に調査審議を行ったところである。

この提言では、「風力発電や木質バイオマス発電など本県の特徴を生かした再生可能エネルギーの導入促進」、「地震や豪雨・豪雪など大規模災害への備えの強化に向けた強靱な県土づくり」、「地域に根ざし自立した企業経営に向けたコーディネーター等による支援の強化」、「山形デスティネーションキャンペーンの開催に向けた食と観光・商工業の連携の強化」、「出生率の向上に向けた未婚化・晩婚化対策の強化」、「若者の県内定着・県内回帰を図るための施策の推進」などを求めているものである。

知事はじめ執行部におかれては、本提言を踏まえ、具体的な施策に反映されるよう強く望むものである。

平成26年3月18日

山形県議会議長 鈴木正法

# 提言 1 東日本大震災を踏まえた再生可能エネルギーの導入促進及び大規模災害への備えの強化について

## 1 提言の背景・趣旨

- ・ 県は、一昨年3月に「山形県エネルギー戦略」を策定し、2030年までの再生可能エネルギーの開発量として100万kWを目指しているが、目標実現のためには、更なる取組みが必要である。
- ・ また、東日本大震災はもとより、近年頻発している地震や豪雨・竜巻などの異常気象により大規模災害が発生するリスクが高まっていることから、防災・減災に対するより一層の取組みが求められている。

## 2 提言内容

### (1) 本県の特性を生かし、地域づくりの視点を取り入れた再生可能エネルギーの導入促進

#### ① 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 県は、戦略に掲げる目標を実現するため、県・市町村による先導的な取組みを推進するとともに、民間事業者、県民の再生可能エネルギーに関する意識を醸成する取組みを促進すること。
- ・ 国は、エネルギー政策の根幹となる電源構成の最適な比率、いわゆるエネルギーのベストミックスを明確に示し、その実現に向けて政策誘導に取り組むこと。

#### ② 再生可能エネルギーの量的拡大

##### ア 風力発電の一層の推進

- ・ 県は、全国的にもポテンシャルが高く、県エネルギー戦略に掲げる20年間で100万kWという開発目標の約45%を占める風力発電について、沿岸部での導入を一層進めるとともに、内陸部においては、資材搬入のための道路、送電網への接続なども含めたトータルな事業適地の検討を早急に行うこと。
- ・ 国は、環境影響評価の長期化によって事業採算性への影響が懸念されていることを踏まえて、評価を短期間で終えることが可能となるような仕組みを検討すること。

## イ 本県の特性を生かした再生可能エネルギーの導入推進

- ・ 県は、県営及び県有地を活用し事業者の公募を行ったメガソーラーの発電状況を積極的に公表し、積雪地における太陽光発電の導入を推進すること。
- ・ 県は、木質バイオマスによる発電や熱利用、農業用水路等を活用した小水力発電、太陽光発電や地中熱、雪氷熱をハウスの冷暖房などに利用している事例を広く紹介するなどにより、雪国の農業県である山形ならではの将来的な再生可能エネルギー導入モデルの確立を目指すこと。
- ・ 県は、再生可能エネルギー発電設備を農山漁村に設置する場合、農地法等関係法令に基づく許可等のワンストップ化を措置する農山漁村再生可能エネルギー法の成立を踏まえ、その運用について周知を図り、市町村と連携しながら、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を推進すること。

### ③ 多様な主体が関わる地域還流型再生可能エネルギーの仕組みづくり

- ・ 県は、再生可能エネルギーが県民に身近なものとなるよう、県・市町村と県内民間企業との共同出資による事業の実施、地元金融機関との連携による再生可能エネルギー設備導入への支援などの施策を講じることにより、再生可能エネルギー事業に幅広く県民が参画できるような仕組みづくりを行うこと。

### ④ 省エネへの取組みの推進

- ・ 県は、地域特性に応じた資源の活用による地域分散型エネルギーの導入を推進するとともに、省エネ住宅の普及及び事業所等における省エネ事業を推進するなど、再生可能エネルギーの導入と省エネを一体的に進めることなどにより、東京電力福島第一原子力発電所事故以来続いている電力供給に対する不安の解消に取り組むこと。
- ・ 県は、学校における環境・エネルギー教育に加え、家庭においても幼少期から環境や省エネルギーに関わる望ましい生活習慣や正しい知識が身につけられる取組みを進めること。

## (2) 大規模災害への備えの強化

### ① 被害を最小限に食い止めるための防災・減災対策

- ・ 県は、地震や豪雨・竜巻などの異常気象により引き起こされる被害を最小限に食い止めるため、市町村と十分に連携を図りながら、市町村における同報系防災行政無線など迅速な情報伝達手段の整備を促進するとともに、より確実に住民に情報が行き渡る方法についても検討を行うこと。
- ・ 県は、蓄電池や発電機など避難所に備えておくことが望ましい資機材の種類及びその容量などの基準を示すとともに、高速道路及びサービスエリアなどの付帯施設の災害時における活用について、関係機関との調整を図りながら検討を進めること。
- ・ 国は、東日本大震災における消防団活動の評価を踏まえ、地域防災の要である消防団員の減少に歯止めをかける効果的な対策を講じるとともに、引き続き大規模災害に備え必要な消防団装備の充実に向けた支援に取り組むこと。

### ② 強靱な県土づくり

- ・ 県は、東日本大震災の教訓を踏まえ、老朽化する橋梁やトンネルなどのインフラの適切な維持管理・更新を進めるほか、災害発生時の対応の拠点となる施設の耐震化を進めるなど、強靱な県土づくりを目指すこと。
- ・ 国は、社会資本整備予算を継続的に確保し、地方と一体となってインフラの長寿命化対策を推進すること。
- ・ 国は、整備完了まで長期間を要する河川整備について、重点的に取り組むこと。

### ③ 災害に強い道路ネットワークの整備促進

- ・ 県は、大規模災害の発生により物流機能が機能不全に陥り、経済・社会活動に甚大な影響が生じないように、複数路線の整備により道路ネットワークを強化し、リダンダンシー確保に引き続き取り組むこと。
- ・ 国は、公共交通機関の脆弱な本県にとって、移動手段を自動車に依存する割合は極めて高いことから、道路整備に必要な予算を確保すること。あわせて、格子状骨格道路ネットワークの早期形成を図るため、高規格幹線道路等のミッシングリンクの早期解消に全力で取り組むとともに、豪雨・豪雪等の災害に強い国道の整備を推進すること。